

加東市幼児教育費助成事業を創設しました



今年度から、就学前3年間の保育料のうち、教育費相当額を助成する制度を始めました。

助成の対象となるお子さん
次のいずれかの施設に在籍する加東市在住の3～5歳児

- ① 認定こども園
- ② 認可保育所
- ③ 幼稚園
- ④ 加東市保育施設保育事業補助金を受けている施設

※保護者等の世帯において、保育料および市税その他の市の債権に係る滞納が無い場合に限りします。

助成額
月額6,000円

○兄・姉がいる等で、保育料が半額になっている場合は、3,000円を助成します。

○保育料が助成額以上の場合に限り助成します。

詳しくは、各園を通じてお知らせします。

問い合わせ
福祉部子育て支援課
(庁舎1階)
☎43-0408

特定不妊治療費助成額を増額しました

加東市では、今年度から、特定不妊治療の助成上限額を、これまでの5万円から、10万円に増額しました。

助成対象者

- 次の①～④の要件を全て満たす方
- ① 申請日の時点と、特定不妊治療の開始日から終了日までの間の両方において、ご夫婦の両方または一方に加東市の住民登録があること。
 - ② 公的医療保険に加入していること。
 - ③ 兵庫県の特定不妊治療費助成事業による助成を受けていること。
 - ④ 兵庫県以外の地方公共団体から、同様の助成を受けていないこと。

助成額 1回につき10万円(上限額)

申請に必要なもの

- 兵庫県特定不妊治療費助成事業承認決定通知書の写し
 - 特定不妊治療を受けたことが分かる領収書
 - 加入している公的医療保険の保険証
 - 法律上の夫婦であることを証明する書類(夫婦が同一世帯の場合は不要)
 - 振込先の口座番号がわかるもの
 - 印鑑(スタンプ印は不可)
※夫婦それぞれに押印ください。
- 助成費の増額は、平成29年4月1日以降の申請について適用します。

申請・問い合わせ

市民生活部健康課(庁舎2階) ☎43-0435

児童扶養手当・特別児童扶養手当支給額変更のお知らせ

平成29年4月以降の支給額が下記のとおり変更になりました。

児童扶養手当(月額)

- 子どもが1人の場合
 - 全部支給 42,290円
 - 一部支給 42,280円～9,980円
 - 2人目の加算額
 - 全部支給 9,990円(総額52,280円)
 - 一部支給 9,980円～5,000円(総額52,260円～14,980円)
 - 3人目以降の加算額(1人につき)
 - 全部支給 5,990円(総額58,270円)
 - 一部支給 5,980円～3,000円(総額58,240円～17,980円)
- ※4人目以降についても、3人目と同様に加算されます。
(4人目で全部支給の場合、総額64,260円)

特別児童扶養手当(月額)

- 1級 51,450円
- 2級 34,270円

証書の記載について
今回の変更で、すでに交付されている証書の金額等書き直しは行いません。証書で受給額を証明する必要があるなど、記載の変更が必要な場合は、子育て支援課までご連絡ください。

問い合わせ 福祉部子育て支援課(庁舎1階)
☎43-0408

児童扶養手当・特別児童扶養手当振り込みのお知らせ

児童扶養手当・特別児童扶養手当は、4月11日(火)に指定口座に振り込みます。通帳等でご確認ください。

新生児聴覚検査費の助成を

始めました

加東市では、今年度から、新生児の聴覚検査費用の助成を開始しました。

助成の対象となるお子さん

平成29年4月1日以降に生まれたお子さん

※対象となるお子さんのいるご家庭には、個別にお知らせします。

助成額 新生児の聴覚検査費用の全額

手続きに必要なもの

- 母子健康手帳
- 検査の領収書と明細書

申請・問い合わせ

市民生活部健康課(庁舎2階)
☎43-0435



DVはひとりで悩まず相談を

加東市配偶者暴力相談支援センターを開設しました

加東市では、DV(配偶者等からの暴力)の相談窓口となる『加東市配偶者暴力相談支援センター』を開設しました。

センターでは、相談専用ダイヤルによる電話相談のほか、直接面談により、相談者の安全確保や必要な支援を行います。ひとりで悩まないで、まずご相談ください。

相談日時

月曜日から金曜日(祝日・年末年始を除く)
8時30分から17時まで

加東市配偶者暴力相談専用ダイヤル
相談支援センター ☎43-0411

手話講座 受講生募集

手話奉仕員養成講座

『基礎課程』

手話で伝えあう楽しさを知り、手話の基本文法を学ぶことから、地域のろう者と手話での日常会話ができるようになることを目指す講座です。

開催期間

5月9日から10月17日までの毎週火曜日
10時～12時 全23回
※8月15日(火)を除く

開催場所

社福祉センター

受講資格

手話奉仕員養成講座『入門課程』の修了者または同程度の技術を有する方

実施定員

20人



- 教科書として、手話奉仕員養成テキスト『手話を学ぼう手話で話そう』を使用します。お持ちでない方は、受講申込と合わせて購入を申し込んでください。テキスト代は税込み3,240円です。
- 手話奉仕員養成講座『入門課程』は、9月に募集し、10月に開講します。

○どちらの講座も受講無料です。

申込方法 申込用紙に必要事項を記入のうえ、社会福祉課まで持参・郵送またはFAXでお申し込みください。

申込用紙は社会福祉課にあるほか、市ホームページからもダウンロードできます。

申込期限 4月25日(火)

申し込み・問い合わせ 福祉部社会福祉課(庁舎1階) ☎43-0409 FAX42-6862

『手話通訳I』

手話通訳者を目指す方を対象とした『手話通訳I』講座では、身体障害者福祉の概要や手話通訳の役割・責務等について理解を深めながら、手話通訳に必要な単語や手話表現技術を学びます。

開催日時

5月12日から12月22日までの毎週金曜日
19時～21時 全31回
※8月11日(金・祝)・11月3日(金・祝)を除く

開催場所

社福祉センター レクリエーション室

受講資格

手話奉仕員養成講座の入門課程と基礎課程の両方を修了した方、または同程度の技術を有する方で、手話通訳者を目指す方(市内に在住・在勤・在学している方を優先します)

定員

20人

- 教科書として①『手話通訳1 ホップステップジャンプ』と②『講義テキスト』を使用します。お持ちでない方は、受講申込と合わせて購入を申し込んでください。①は税込み3,024円、②は税込み1,836円です。